

工事協定書(案)

第4条 工事用車輛について

大型工事車輛(生コン車、ダンプ等)の通行時間は午前8:00から午後6:00までとする。但し、コンクリート打設作業に必要な生コン車や打設車については、搬入、搬出ともにコンクリート打設完了までとする。

コンクリート打設作業等の、連続して大型車輛が通行する場合には、交通整理員を配置する。

工事用関係車輛を周辺道路に駐車しないよう工事関係者に周知徹底する。

第5条 安全対策について

① 本件工事現場の周辺を鉄板で囲い、建築資材等の落下・飛散による危険防止のための安全対策を行う。

② 工事期間中は、工事現場事務所を設置して、工事責任者を常駐させ、安全対策に万全を期して、近隣住民の方々に迷惑のかわらないような措置をとり、御要望等には誠意をもって対処する。

第6条 騒音・振動・塵埃について

① 作業は低振動・低騒音型建設機械を使用して、騒音、振動の低減に努める。

② 外部足場は、飛散防止のメッシュシート張りとする。

③ 現場出入口、又その他状況に応じて清掃及び散水を行い、ほこり等に対処する。

第7条 乙は工事施工に当たり万全を期すものとするが、万一工事施工に起因して被害が発生した場合は乙の責任において対処する。

第8条 本協定書に定めなき事項及び工事中に問題が発生した場合には甲、乙誠意を持って協議し、解決するものとする。

以上本協定書の証しとして本書2通を作成して、各々記名捺印の上、各自1通を所有するものとする。

平成 年 月 日

甲

乙

松江市袖師町18-1,19に建設する、(仮称)パラシオ嫁ヶ島新築工事(以下、本件工事という)に関して、サンシテイ嫁ヶ島管理組合(以下、甲という)と施工者 西松建設株式会社(以下、乙という)とは、次のとおり工事協定書を締結する。

第1条 乙は以下の各条項を遵守して工事を行い、甲、乙は相互に信義、誠実の精神に則り円満な近隣関係の保持に努めるものとする。

第2条 本件工事の概要は次のとおりとする。

工事名	(仮称)パラシオ嫁ヶ島新築工事
建築主	西松建設株式会社・西日本住建株式会社
設計者	西松建設株式会社・株式会社アトライフ設計コンサルタント
施工者	西松建設株式会社

建築面積 675.33㎡

延床面積 5,584.60㎡

構造規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上11階

高さ 35.2m(36.04m)

用途 共同住宅(分譲)

工期 平成15年7月20日～平成16年9月30日(予定)

第3条 作業時間及び休日について

① 作業時間

・4月～10月 午前8:00～午後7:00

・11月～3月 午前8:00～午後6:30

尚、作業前の準備、作業後の跡片付等は上記時間外とする。

又、内部仕上工事等の騒音、振動の少ない作業についてはこの限りではない。

② 休日

・日曜日

・盆休み (H15年)8/14～8/16

(H16年)8/14～8/16

・年末年始 12/30～1/3

・GW (H15年)5/3～5/5

(H16年)5/2～5/5

③ 土曜日・祝祭日の作業は極力騒音・振動の少ない作業に配慮する。

緊急を要する対策の作業(大雨・台風等)の場合を除いて休日は行わないものとする。

但し、生コン打設等の作業の都合上やむを得ず、作業時間を変更する場合は、乙は

甲に事前にその旨を通知し、協議の後作業をするものとする。